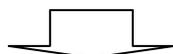


工業統計調査における産業分類格付け方法について

(1) 調査対象候補の選定（準備調査名簿の作成）

前回調査後の確定名簿及び最新時点の事業所・企業調査名簿（製造業）を基に、調査対象名簿を作成。

調査員が受け持ち調査区を巡回し、実地に製造事業所の存在を確認し（準備調査）、調査票を配布（本調査）。



(2) 大分類格付けの考え方

平成 18 年調査まで

調査対象事業所から提出された調査票に記載されている製造品出荷額、加工賃収入額、原材料使用額、設備、作業工程等により製造業となるかを確認し判断。

平成 19 年調査から

平成 19 年改正により、事業所全体の活動を把握するため製造活動以外のすべての「その他の収入額」を新たに調査。そのため、平成 19 年調査からは、上記に加えて、製造収入額とその他の収入額を比較して、製造収入額が多い場合は製造業。その他の収入額が製造収入額を上回る場合でも製造業以外の事業活動を大分類ごとの収入額で確認し、個々の大分類の収入額が製造収入額を上回らない場合は製造業とし、上回る場合は照会を行い部門別従業者数や設備の状況等を確認し判断。

（記入例参照）



(3) 産業中分類の決定

品目番号（商品分類番号）6 桁のうち、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きい分類番号により産業中分類（2 桁）を決定。



